

監 査 報 告 書

令和7年5月22日

学校法人共栄学園
理 事 会 御中

監事 鈴木 康正

監事 金子 哲夫



私たちは、旧私立学校法（令和5年5月8日施行）第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人共栄学園の旧寄附行為（令和2年4月1日施行）第14条の規定に従い、学校法人共栄学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上